

第 55 回 定例基礎棟セミナーのご案内

日時：2016年11月7日（月）18:00～19:00

場所：基礎研究棟 3 階 3 2 5 会議室

獨協医科大学医学部/医学系研究科 法医学 教授 黒須 明 先生

「医療が関連する異状死体 ～医療事故調査制度について」

黒須教授は宇都宮東高校-獨協医科大学のご出身で、獨協医科大学（上山滋太郎教授）にて博士（医学）を取得後、獨協医科大学で研究・解剖に従事され、2016年4月に獨協医科大学医学部法医学講座の教授に就任されました。今回は先生から貴重なお話を伺う機会を得ました。自然体でのくつろげる会にしたいと思いますので、どうかごぞってご参加ください。

講演要旨-医師法 21 条は「死体を検案し、異状を認めたときは警察署に届け出なければならない」と規定されていますが、「異状死体」について具体的な定義はありません。日本法医学会は「異状死体のガイドライン」（平成 6 年）を提案し、厚生労働省も従来これに準拠した運用を要請してきましたが、平成 11 年に発生した都立広尾病院事故で、院長が医師法 21 条違反に問われたことから、医療関連死の異状死届出義務について、医療界を含めて大きな議論が起きました。

紆余曲折を経て、平成 27 年、あらたな医療事故調査制度が発足しました。医療法第 6 条に「医療事故が発生した場合に医療事故調査・支援センターに報告しなければならない」との条項が追加され、医療に関連した予期しない死亡が発生した場合には、医療機関は院内事故調査を実施し、その結果を遺族に説明するとともに医療事故調査・支援センターに報告すると定められました。対象となるのは、医療従事者が提供した医療に起因し、または起因すると疑われる死亡又は死産であって当該医療機関の管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの、とされています。そして、この制度は、医療事故の犯人捜しや懲戒ではなく、発生した事故の調査を通じて、医療安全と再発防止を図ることを目的としたものです。

一方で、医療事故についての刑事処分については従来どおりであり、医療事故症例を医師法 21 条に基づく異状死体の届け出の対象から外すのかという点についても、決着はついておりません。おそらくは、新制度を適切に運用し、国民にとって信頼のおける事故調査を実施できるのかについて、プロフェッショナル・オートノミーを主張してきた医療側が試されているものと思われます。

異状死体取り扱いの歴史と新しい医療法の下で発足した医療事故調査制度、栃木県内での現状と今後についてお話ししたいと思います。お待ちしております。